

# 虐待防止に関する基本指針

デイサービスすみか寿

## 【基本的考え方】

1. デイサービスすみか寿は、高齢者の人権の擁護及び虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止・虐待の予防及び早期発見するために、本指針を定めることとする。

2. 本指針における虐待とは、下記を言う。

身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為	・平手打ち、つねる、殴る、蹴る、無理やり食べ物を口に入れる、火傷や打撲させる ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰服用させる、身体拘束・抑制をする
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語・威圧的な態度、無視、嫌がらせ等により精神的・情緒的苦痛を与える行為	・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話し恥をかかせる ・侮辱的に扱う、子供扱い ・話しかけを無視する、ナースコールを抜く
ネグレクト	介護の提供を放棄又は放任し、利用者の身体・精神的状態を悪化させる行為	・入浴させない、整容を怠る ・水分・食事を十分に与えない ・室内にゴミを放置する
性的虐待	利用者と合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・性的暴力、性的行為、性的雑誌・ビデオを無理に見せる、裸の写真を撮る
経済的虐待	利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為	・日常生活に必要な金銭を使わせない

## 【高齢者虐待・不適切ケアの防止の取り組み】

1. 虐待につながる不適切なケアの防止

- ・日々、利用者の様子を観察
- ・不適切なケアを黙認しない
- ・虐待の兆候の早期発見に努める
- ・気づきは声に出し、職員全員で検討する

2. 研修と自己研鑽

- ・1年に1度研修を行う
- ・虐待防止・身体拘束・早期発見と発見時の対応・虐待につながる不適切なケア等について正しい知識を身につける

3. 身体拘束禁止

- ・やむを得ない場合、3要件(切迫性・非代替性・一時的)を確認し適切な手続きを行う

4. 虐待の早期発見に努める

- ・職員・家族等

### 【管理者の責務】

1. 職員に対する研修の実施
2. 虐待防止の各種措置を講じる
3. 保険者への通報義務
4. 通報を行った職員に対して、それを理由に解雇・その他不利益な扱いは一切しない

東部地域包括支援センター	50-0180
河内長野市役所介護保険課	53-1111

### 【職員の責務】

1. 利用者の人格や人権の尊重
2. 不適切なケアをしない、見逃さない、許さない
3. 発見した場合は速やかに管理者へ報告する
4. 調査においては隠ぺいすることなく協力する

### 【虐待防止検討委員会と担当者の責務】

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図る目的で、次のとおり「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という)を設置するとともに責任者等を定め、必要な措置を講じる

1. 委員会の名称は「虐待防止検討委員会」とする
2. 委員会の担当者は南美保とする
3. 委員会の委員は、管理者、看護師、介護士とする
4. 委員会は年2回以上、担当者が必要と認めた時に開催する
5. 委員会の審議事項
  - ・基本理念等、職員への周知について
  - ・研修計画の策定について
  - ・職員の支援等に関する悩みを相談できる体制について
  - ・虐待防止、早期発見等に向けた取り組みについて
  - ・虐待発見時の対応について
  - ・その他人権侵害、虐待防止に関することについて

### 虐待発見時の対応の流れ

フローチャート

